

**改正**

平成12年12月25日条例第39号  
平成14年1月11日条例第1号  
平成14年10月11日条例第31号  
平成18年3月31日条例第20号  
平成20年6月27日条例第23号の2  
平成24年3月1日条例第1号  
平成25年3月8日条例第2号  
平成25年7月1日条例第31号  
平成26年3月27日条例第3号  
平成28年3月30日条例第13号  
令和元年7月3日条例第2号  
令和元年12月13日条例第14号  
令和2年6月23日条例第22号

西之表市給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第16条）
- 第3章 給水（第17条—第26条）
- 第4章 料金及び手数料（第27条—第39条の2）
- 第5章 管理（第40条—第45条）
- 第6章 貯水槽水道（第46条・第47条）
- 第7章 補則（第48条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、西之表市水道事業（以下「西之表市水道」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項

を定めることを目的とする。

(給水区域)

**第2条** 西之表市水道事業の給水区域は、西之表市の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第10条第1項による認可を受けた別表の区域とする。

(給水装置の定義)

**第3条** この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

**第4条** 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯、1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯、2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

**第5条** 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(開発等の事前協議)

**第6条** 給水区域内において開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ市長と協議し、市長の同意を得なければならない。

2 前項の協議について必要な事項は、市長が別に定める。

(新設等の費用負担)

**第7条** 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

**第8条** 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市

長の設計審査（使用材料確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

**第9条** 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

**第10条** 市長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- （1）材料費
- （2）運搬費
- （3）労力費
- （4）道路復旧費
- （5）工事監督費
- （6）間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

（工事費の予納）

**第11条** 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

（工事費の分納）

**第12条** 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、分納することができる。ただし、分納額は、1,000円以上とし、6か月以内とする。

(給水装置所有権の移転の時期)

**第13条** 市長が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

**第14条** 市長が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、市長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

**第15条** 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

**第16条** 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第17条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

**第18条** 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第19条** 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置

かなければならない。

(管理人の選定)

**第20条** 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

**第21条** 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。
- 3 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。
- 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善することができる。

(メーターの貸与)

**第22条** メーターは、市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを水道使用者等に設置させることができる。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。
- (2) 使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。
- (3) その他市長が定めるとき。

2 前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は棄損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第23条** 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。

(2) メーターの口径（以下「口径」という。）又は用途を変更するとき。

(3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

**第24条** 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を、消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会を要する。

3 消火栓を消防の演習に使用するときは、使用時間は、10分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

**第25条** 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第26条** 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

**第27条** 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第28条** 料金は、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 基本料金

基本料金は、メーターごとにメーター口径に応じて、次の額とする。

口径	1月につき
13ミリ	900円
20ミリ	1,800円
25ミリ	3,000円
40ミリ	9,000円
50ミリ	13,000円
75ミリ	35,000円

## (2) 従量料金

従量料金は、次に掲げる表において、1月の使用量が属する区分に対応する単価に、当該月の使用量の全量を乗じて得た額とする。

使用量	単価
1立方メートル～5立方メートル	1立方メートルにつき 105円
6立方メートル～10立方メートル	1立方メートルにつき 135円
11立方メートル～30立方メートル	1立方メートルにつき 165円
31立方メートル～50立方メートル	1立方メートルにつき 195円
51立方メートル以上	1立方メートルにつき 225円

## (料金の算定)

**第29条** 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、市長が必要と認めるときは、2か月を一括し又はやむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

## (使用水量及び用途の認定)

**第30条** 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) メーターが設置されていないとき。
- (3) 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 使用水量が不明のとき。
- (5) 共用給水装置により水道を使用するときの水量は、各戸（各世帯）均等とみなす。

(6) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。

(特別な場合における料金の算定)

**第31条** 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用日数が、15日を超えないとき 基本料金の2分の1及び従量料金

(2) 使用日数が、15日を超えるとき 1か月として算定した金額

(3) 使用水量及び用途を認定したとき 前2号に準じて算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途の料率により算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第32条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。

(無届使用に対する認定)

**第33条** 前使用者の給水装置を市長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続き使用した者とみなす。

(料金の徴収方法)

**第34条** 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、第29条ただし書の規定による場合は、市長は2か月分をまとめて徴収することができる。

2 水道使用を止めた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。

3 給水装置の使用を廃止し又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(過誤納による精算)

**第35条** 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(手数料)

**第36条** 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込の際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1) 市長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき1,000円

(2) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき3万円

(3) 第8条第1項の指定の更新をするとき 1件につき5,000円



- (4) 第8条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき 1回につき1,000円
- (5) 第8条第2項の工事検査をするとき 1回につき1,000円
- (6) 第24条第2項の消防演習の立会をするとき 1回につき1,000円
- (7) 第41条第2項の確認をするとき 1回につき1,000円

（料金、手数料等の軽減又は免除）

**第37条** 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

（督促手数料及び延滞金等）

**第38条** 料金の督促手数料及び延滞金については、西之表市督促手数料及び延滞金条例（昭和37年西之表市条例第31号）の規定を準用する。

**第39条** 督促を受けた者が督促状の指定期限までにこれを完納しない場合においては、指定期限後直ちに滞納処分に着手しなければならない。

（料金債権の放棄）

**第39条の2** 市長は、料金に係る債権の消滅時効が完成したもので、債務者が時効の援用を行わず、かつ、当該債権の発生の日から10年を経過したときは、当該債権を放棄するものとする。

## 第5章 管理

（給水装置の検査等）

**第40条** 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な処置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

**第41条** 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

（給水の停止）

**第42条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第11条、第15条第2項、第21条第4項の工事費、第25条第2項の修繕費、第28条の料金又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて第30条の使用水量の計量又は第40条の検査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

**第43条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料等)

**第44条** 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、1万円以下の過料又は10万円以下の罰金に処し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条の給水装置の変更の工事施行、第21条のメーターの設置、第30条の使用水量の計量、第40条の検査及び第41条、第42条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第28条の料金、第36条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺、その他不正の行為をした者
- (4) 市長に無届けで消防以外に消火栓を使用した者
- (5) 第25条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

**第45条** 市長は、詐欺その他、不正の行為によって第28条の料金又は、第36条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

**第46条** 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の

管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。  
(設置者の責務)

**第47条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項の簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

**第48条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(西之表市水道事業給水条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 西之表市水道事業給水条例（昭和36年西之表市条例第26号）

(2) 西之表市簡易水道事業給水条例（昭和40年西之表市条例第18号）

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、前項に掲げる条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(西之表市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 4 西之表市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年西之表市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第4項までを削る。

別表を削る。

附 則（平成12年12月25日条例第39号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年1月11日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西之表市給水条例第28条の規定は、平成14年5月1日以後に検針した日の属する月分として徴収する料金について適用し、平成14年4月30日以前に検針した日の属する月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成14年10月11日条例第31号)

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年6月27日条例第23号の2)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成21年4月規則第20号で、同21年4月1日から施行)

**附 則** (平成24年3月1日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月8日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年7月1日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西之表市給水条例第28条の規定は、平成25年9月1日以後に検針した日の属する月分として徴収する料金について適用し、平成25年8月31日以前に検針した日の属する月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年3月27日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第3条の規定による廃止前の簡易水道事業積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定に基づき積み立てられている基金は、西之表市水道事業会計に編入する。

**附 則**（令和元年7月3日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（西之表市給水条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第16条の規定による改正後の西之表市給水条例第28条の規定は、施行日以後に水道料金（以下「料金」という。）の額が確定するものについて適用する。ただし、施行日前から継続している水道の使用に係る料金であって、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年12月13日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年6月23日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表**（第2条関係）

給水区域

西之表市大字西之表字

天神、栄町、西町、東町、鴨女町、蕨ノ平、野開、平田原、平田、源太郎、中大峯、本立、下大峯、斧乙田、石堂、竹山、中ノ田代、奥ノ谷、猪ノ有路、横野、糶ケ中野、上桃ノ園、野中田、毛藺洲、下五本松、上ノ野、前ノ田、下ノ山、大長野、池ノ小田、榎田、小長野、上藺牟田、古園、折坂、井砂川、上宮原、下宮原、古城、北平、唐人が浦、鉄砲場、大野崎、中城、中島、洲之崎、下大野崎、上大野崎、野首、図師ノ上、宇都、榕園、外園、後松島、前松島、本城、松下、榕城、石ノ峯、小田、豊山、嘉永山、桜ケ丘、深渡瀬、西松ノ隅、南松野隅、下梗ノ細り、新城出口、新城野首、茶園、水洗入口、田中野、赤坂浦、赤坂峯、桃ノ園、藺牟田、高松、犬駮、瓜生迫、今年川、平原尻、平原口、平原、池町、花木島、東涼松、西涼松、馬飼、定法作、柳田、主殿田、二ツ松、並松、今平、新城、上小牧、小牧、下小牧、石原、田中、黒山、下邑、納曾、田屋敷、坂ノ下、中野、南中野、北ノ山、南ノ山、雲ノ城、西ノ園、高野、田代、城内、比良野、開、平渡瀬、萩之中峯、長磯、埴之中峯、埴、十二馬迫、城之上、河頭、

檜山、馬飼屋敷、峯之田、塩硝田、涼松、現和大路、西曲野、東曲野、長山之比良、湊之上、西ヨゴウ松、東ヨゴウ松、下今年川、上今年川、馬遊、周防田、大峯、曾太郎、二栗、竹鶴、須壽礼石、東門ノ頭、下之平、長山、上池野、大窪、池ノ頭、黒土俣、下長磯、樋之下、新之小田、新之大田、小牧野、下小牧野、西小牧野、上平、山道、屋久田上、景之山、河内、西門之頭、隅田、管野、中平、赤鰻林、大榎、甲矢毛、西ノ小村、阿僧、下阿僧、大樋之上、塩入、渡瀬、小比良嵐、赤坂、赤坂ノ下、大園、東浜伏、西浜伏、池野、上ノ園、池野下、深田、田ノ神田、西行座野、行座野、長迫、樵谷、椎山田、椎山田比良、苧河間伏、上ノ田、上ノ田比良、長峯、東ノ原、栗木ノ大田、稻屋、西之浜、川迎、入佐、御前山、藏野、山之尻、山之頭、多免野、西之原、名ヶ迫、岩迫、屋敷内、枯木橋、中ノ渡瀬、荒蒔田、上ノ河、壅泊、番屋、丸畑、若宮、南若宮、白水原、中之野、松原口、古牧、折口、大門、野別府、榎木小田、小谷、上石寺、屋久田、石寺、下石寺、大畑、長畑

(旧住吉簡易水道事業分)

西之表市大字住吉字

黒石、馬子ヶ廻、大石田、猿小田、東之俣、轟、信多野、平原、溝園、中園、大川原、辻峯、渡瀬山、狩俣山、黒岩、飯高、塩尻、佛峰、向崎、小宮田、豊之原、御山、園田、前園、中目、前田、梅屋敷、味方原、田代、後口田、千草野、馬場隅、新田、吹上、斗岬、浜之上、火立峯、舞田、城之山、馬毛田、田上山、赤坂、上葉山田、下葉山田、下口、下形山、上形山、中形山、溜池、小牧山、阿保松山、名残山

(旧安城簡易水道事業分)

西之表市大字安城字

牧口、番屋、後川、矢太郎、猪崎野、坂ノ上、大園ノ平、中野、小田、上鬼ヶ野、黒頭、下寺山、赤坂、赤牟田、小前田、濱本、濱本峯、折坂、鳥之峯、菅ノ子、坂ノ下、唐竹山、丸野、高崎、大門、船高、浜座敷、本川、内牧、轟キ、野木頭、二俣野、野別府、田代、森ノ園、上ノ園、通利山、森之下、後通、中目、古殿、鍋川、山ノ茶園、宮園、大久保

西之表市大字現和字

下仁田

(旧古田簡易水道事業分)

西之表市大字古田字

小渡瀬、西ノ峯、茶ノ木、甚五間伏、小野平、登掛、城大路、中路、後ノ林、山刀平、尾呂ノ

平、中野、坂口、向大田、笹ノ本、平松、田平、大渡瀬、塩スリ田尾、小野、中之園、樋之口、古川、五舂苗、橋口、大溝口、前田、白木野、鳥之巢、野崎、小田代

(旧牧之峯簡易水道事業分)

西之表市大字西之表字

上瓜生迫、下瓜生迫、丸野、大中山、下立切、堂之渡瀬、車門、火焚松、下駈

西之表市大字安納字

駒椎ヶ谷、安納川、大平、織佐

(旧現和簡易水道事業分)

西之表市大字現和字

大石ノ元、御茶園、上ノ平、西上野開、東上野開、松之本、西近政、長野、前浦、中現和ス、上現和ス、六郎之進、下田代、田代川、河氏、行無、下赤尾木山、論ヶ大田、高ベノ鼻、南川氏、上平野、平ノ谷、中田、弓場之平、池ノ田代、八重牧、岩城、春田ヶ峯、西俣田代、赤牟田、門之田尾、山之小田、比良之小田、下丸田、園田、前田、前西俣、中西俣、後西俣、上喜加野、下喜加野、トビ松、西片吹山、酢之木中鼻、酢之木之渡瀬、新道田、長久保、山田、野辻松、浅山、菖蒲ヶ小田、寄妙、塔入道、野首、大新開、大太郎、大門口、椎之木小田、瀬戸、大久保、上大久保、上屋荷呉、下屋荷呉、森田、大町、中之割、北道月、西道月、斜ノ大田、公田、城ヶ崎、小宮田、西平田、西之門、牟田、堅田、開キ、隈崎、大宮田、鳥越、元屋舗、上古風本、古風本、谷川、上大西、下大西、上中園、東久保川、上渡瀬、下中園、下渡瀬、東飯屋園、西飯屋園、西小園、東小園、松崎、北下之原、南下之原、屋中田、大藺原、上御山、下御山、神田、内之堂、大俣、里原、中平磯、西平磯、下平磯、北久保川、上松原、保曾利、北濱深田、小泉、西泉原、東泉原、西方之平、原野小田、平田、深田平、猪ノ子、寺ガ入、友近、長田、鍛冶屋原、押方、石原平、新開、中島、大正寺、東道月、源太ヶ田代、直助峯、堤、西源太、東小太郎、西小太郎、下野佐ノ和、中平、喜加野坂、東片吹山、中片吹山、赤尾木曾利、桑久保、上赤尾木山、萬左、西行無、萬左エ門、北萬左、下行無四郎、上田代、上一番野峯、東松峯、上之峯、西上之峯、大四郎坂、下笹嵐、笹嵐、東近政、中近政、西星之木、東星之木、周左エ門開、大迫、茂多江、割峯、枯キガスミ、亀割川、図々ヶ野、南面田、北面田

(旧安納簡易水道事業分)

西之表市大字安納字

小苗代、久佐木山、後ノ迫、下平原、上平原、中平原、渡前屋敷、栗木ノ田代、池ノ迫、下ノ

園、上ノ園、牧ノ田、下池ノ迫、原ノ園、西池ノ迫、墓ノ山、南ノ園、佐賀リ山、出口、黒立山、長々野、宝久保、鞍掛松、湯穴ノ口、山田、松計田、波江ノ岡、原、市五郎後ノ鼻、西眞奈塚、眞奈塚、馬走迫、峯下、俣江、新三郎、苗代岡、捨苗代、苗代道、鉢ノ底、大峯、番屋木ノ峯、馬走原野前、春ノ小田、北山ノ神、山ノ神、松ノ小田、山崎、後居辻、居辻、源作、鉦田、三郎峯、兎狩、長瀬ノ岡、正助道、大浦道、大迫、溜池、安納原、長仁田、正九郎峯、北牧ノ平、牟田下リ、花ノ木、居新、牧ノ平

西之表市大字現和字

大駄竹平、大道添、森之北、上剥峯、下剥峯、大四郎、下穴野、家之上、小谷、内和、下ワラビ、東草木、上妙角、上冷水、上吉田峯、阿鹿野、中差辺、上差辺、下吉田峯、上野平、寺園、駄竹

(旧岳之田簡易水道事業分)

西之表市大字西之表字

内之田、東大田代、嶽ノ田、帆柱、岩穴、狩詰、川直、向ノ小田、平河原、下ノ丸、上ノ丸、瀧之元、大中山、蕨田代、二俣野

(旧田之脇簡易水道事業分)

西之表市大字現和字

浅丸、上田之脇、下田之脇、下御山、内ノ堂、下浅川、上浅川、長谷、九郎三九、前浅川、上大テギ、下大テギ、カトラケ小田、ヤサノワ、アラマキ田

(旧国上簡易水道事業分)

西之表市大字国上字

下ノ宮内、鞍掛、御岬、上之宮内、橋掛田、小嶋、久保田、生田、中川、中之門、長山、上ノ田、浦田、唐人路、上崎、木根ヶ山、浦田町、大原岬、桜ヶ谷、桜ヶ岡、中野平、大降、堤、高星、加治山、塩屋ヶ峯、東塩屋峯、田梅口、湊方崎、湊、奥大田尾、下萩之峯、萩之峯、葉山、奥、奥西平、中路、馬渡瀬、長笹、大原、大中峰、鬼ヶ頭、内ノ湊、四郎次郎田、牛川、根志町、路芝田、河角、松道、赤石、平庭、稲庭、船之上、稲村、カツラ石、木切町、西浦、赤丸、野崎、濱之門、前之田、修理膳田、遠園、大長角、高峰、花堂、大中田、高浪、小中田、菅丸、門之元、園田、小園、谷ヶ添、赤尾堂、笹之宇都、横峯、藺牟田野、萩之平、濱田、町野、坂元、番屋ヶ峰、岬田、松崎山、保木、千人塚、深町、大田、椎木田、犬山、嵐野、横瀬、鳥松、栗山、大長野、一本松、三本松、國見、山之口、中田之平、古桶、御小屋、青折屋、大



比良、下之谷、大谷、小田尾、スタ長、赤道、大平、僧ノ尻、堀ノスソ、仁田ノ代田、塩摺田尾、絹懸山、平山之波瀬、山之神田、逆水小田、手水ヶ池、追落、白石、大内ノ立、中之谷、駄竹之迫、鹿之木、大堂、大多尾、焼入、大平見、中之西平、古河、大渡瀬、楠原、伏木田、上伏木田、高毛田、軽ヶ小田、今成、猿之頭、崩石ヶ田尾、鍋ヶ迫、下鍋ヶ迫、廣浦、船門、蛭山、久保麦嵐、麦嵐、松山、松笠、山之木渡瀬、鮮水、西平、開、松之下、中之田代、長山、古仁ヶ田代、桑木田代、下大渡瀬、今立、岩之塔、木引道、鹿谷、西鹿谷、中鹿谷、野木之平、柳之久保、栢之木山、山開、河口、田之崎、大瀬戸、馬毛田、田代、平五郎、杵ヶ山、内之峰、下松ヶ山、池之山、東池之山、大田代、大峰、河氏、下河氏、鶴之御前、堀切、船石、高津間、槻之木、赤紋田、中嶋田、門口、スクボヶ峰、黒土小田、上松ヶ山、戸切、長迫、雨堤、東タル木迫、西タル木迫、中之峰、河宇都、船原、園口、平原、上之牟礼、下牟礼、奈良之木之門、小田代、次郎兵衛、屏風石、石長谷、大石之山、門之尻、西石津川、中石津川、高石津川、山之尻、河安山、大石之谷、東石長谷、上長谷、馬背頭、峰之下、丸野、割峯、雀ヶ野、荒平、小俣

#### 西之表市大字伊関字

水溜、二俣松、通山、笹有田尾、池之頭、柳原、桑ノ木山、御茶呑松、堀之本、牧山、長峯、三人間伏、国ヶ田尾、山王、石畠、流合、嘉右エ門、大田尾、小牟礼、大平松、中山、中畠、山差合、六郎ヶ戸切、川氏、猫之氏、汲川之尻、黒毛渡、石返谷、大佐、黒山、石津川、馬渡瀬、遠正ヶ頭、大馬鹿之元、木折坂、大木之平、竹野、浜脇、吉原、浜之上、宮ノ平、宮牟礼、焼入、宮ノ下、砂久保、前ノ原、隈ノ上、外園、伊関、茅切角、中之峰、休佐エ門平、湯崎長山、芝打峰、大久保、登掛、向田、塩津利田尾、井出ノ峰、源蔵ヶ宇都、黒鼻、井手ノ鼻、大石ノ元、赤牟田、白野、白藤田代、中城田、長尾田、一葉山、用之本、榊子山、又延、源六崩、山之出口

#### 西之表市大字安納字

瀬脇、竹之脇、棧敷、瀬戸ノ上、居森、平、沖ヶ浜田、濱之田、上大川田、大川田、毛狸、下松中峯、蔵田、中前ヶ原、前ヶ原、佛ノ峯、釜牟田、松崎、前川原、上ノ平、車門、牟多田、山之口、鷺ノ山、小田代、田代ノ松、大田代、檜ノ元

#### 西之表市大字西之表字

塩屋、佐保、天水、大崎、大廣野、小廣野、西ノ小田、屋所、下之平、葛松、穴野、火立峯、猿獅小田、長迫、猿獅、大餅田、小餅田、中之丸、燕雀、椿嵐、花里崎、柏木田代、塔ノ脇、

鳴子小田、轟、野都牧、榎迫、馬込、八頭、牛首、川頭、栢木、尾細利、深堀、御手洗、大川、花里田、濱ノ田、待崎、神ノ園、岩穴ノ上、山ノ小田、上古園、峯ノ園、大宮田、堤、大迫、息長野、一ツ鳥居、池ノ久保、白崩、栢之峯、由利佐、馬牛平、上ノ住吉、長深田、山住、与七郎、杉ノ方、下唐人ヶ山、土石坂、車門、桜之峯、横山、田本、満徳寺、深田、上ノ原、長山、長山平、狭渡瀬、蕨ノ平、平、一橋、射場ノ本、狩集、佛ノ峰、石ノ峯、榊木小田、上野別府、下野別府、成水、正建田、北松ノ隅、経ノ峰、松原、上ノ山、馬場、西松ノ隅

(旧南部簡易水道事業分)

西之表市大字安城字

中割、奥嵐、三本五葉、木成、川俣、論ノ迫、松峯尾、野木、野木小野、古大路、蔵ノ入、浅畑、以加トコ、敬治平、重松、鹿毛馬頭、石牟礼、中ノ山、番屋ノ平、長久保、小畑ノ尻、野間殿、平嵐、立本、小平、上田代、中田代、牧門、峯尾、折口、野頭、中園、下ノ平、下田代、平太郎、舞床、満足山、中峯、後ノ谷、長崎、宝野本、鹿毛平、奥ノ二田、植松、尾呂ノ平、七別當、九郎左エ門、芦野、鋏ノ刃、大川田、東前平、西前ノ平、敬字ノ平、大野、大野原、手引渡瀬、二石、日守、アブソコ、長迫、安川、三本松、菅牟田、塩屋、伊原

西之表市大字古田字

野川、塩スリ田尾、大渡瀬、田平、平松、笹之本、広掛、坂口、小田代、樋之口、上木床、下木床、木五郎、登掛、下清戸蔵、上清戸蔵、降掛、一位山、鹿之峰、石ノ本、屋久川、明泰寺、瀬戸、一里山口

西之表市大字西之表字

大荒目、帆柱、大流合、正泉坊、山津畠、大山崎、十七木場、婆女鼻、秋野嵐、大峰尾、大椎

西之表市大字住吉字

串之山、蕨田代、廻峯山

中種子町大字納官字

砂中峯、三角山

(旧武部簡易水道事業分)

西之表市大字現和字

手石之渡瀬、西横手、横野平、横野谷、中横野、東横野、柿木、木原、小川谷、山道之平、牧田代、下池野迫、和良比之角、大割之下、池野迫、満山、二俣野、西美鳥、東牧田代、東ミ

ドリ、開キ、下村、石原平、押方

(旧深川簡易水道事業分)

西之表市大字住吉字

御開、御山添、中原、黒野平、大開、深川口、大園、大島、小池、榕田代、上高峯、大馬之瀬、矢引谷、下高峯、中ノ島、村之園、坂之下、佐保、射場之元、園之多尾、野田、野田多尾、須田之多尾、中野、駒之瀬、檜木元、根堀、豊年作、丸之小田、宮田、渡口、幾峯、平田

(旧能野地区集落水道施設分)

西之表市大字住吉字

大町、番屋平、上塩屋、下塩屋、西之原、摺木原、諸木、高松、煩桁、中石垣、上石垣、下石垣、河嵐、能野迎、蕨田代、中峯、上園、下園、円碩、中之割、松原口、塩木小田